平成２３年（フ）第３２７号
千葉市中央区大森町514番地211　アレス大森302号
債務者　尾崎　国栄
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４００号
福井県鯖江市有定町３丁目７番19号
債務者　河村　弘幸
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０１号
福井県鯖江市有定町３丁目７番19号
債務者　河村　初代
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４９号
福井市花月２丁目７番８号　エレガンテ花月204
債務者　松﨑　正和
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８５号
福井県鯖江市吉江町第３号28番地
債務者　岸本　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９６号
福井市若杉１丁目2114番地
債務者　堂埜　吉春
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９７号
福井県吉田郡永平寺町清水第15号28番地２、旧住所福井県吉田郡永平寺町谷口第２号35番地２
債務者　山田　祐子（旧姓北野）
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９号
山梨県上野原市上野原182番地２
債務者　佐々木依美
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
山梨県上野原市コモアしおつ３丁目21番１号
債務者　河原　香織
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
山梨県富士吉田市下吉田1555番地
債務者　渡邊　治仁
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第９７号
岐阜県各務原市緑苑中１丁目143番地
債務者　荒川　　司
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第９８号
岐阜県各務原市緑苑中１丁目143番地
債務者　荒川　千鶴
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第９９号
岐阜県各務原市緑苑中１丁目143番地
債務者　荒川　敏子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１２０号
岐阜県可児郡御嵩町美佐野2768番地１
債務者　永井　道浩
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１５号
岐阜県下呂市萩原町上村1012番地１
債務者　水口　雅也
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第６６３号
名古屋市北区川中町13番４号　メゾン川中107号
債務者　山本　幸子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４９号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台７丁目130番地カルムモリ102号、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区細江822番地
債務者　中井　彰彦
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部